

令和2年度、3年度の2年間
限定の補助金です。

不良空き家解体費補助金の交付制度

市民生活の安心・安全な住環境の確保を目的とし、構造又は設備が著しく不良である不良空き家の早期解体を促進するため、解体費用の補助を実施します。

【対象空き家】 次のすべてに該当する空き家

・住宅地区改良法第2条第4項に規定される不良住宅
と同等の空き家

→市が調査し、不良空き家の判定します。

- ・市内に存する1年以上使用されていないもの
- ・床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ・個人が所有するもの
- ・所有者以外の権利者が設定されていない、
又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する措置命令を受けていないもの

《区分所有長屋の場合》

- ・上記の条件をすべて満たす空き住戸

※ 区分所有長屋でない長屋、共同住宅は全戸が1年以上使用されていない必要があります。



《不良空き家例》

【対象者】 次のいずれかに該当する者（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者に限る。）

- ・空き家の所有者（空き家が共有である場合は、当該空き家の解体について共有者全員の同意を得ている者に限る。）
- ・当該空き家が存する土地の所有者（空き家の解体について空き家所有者の同意を得ている者に限る。）

《区分所有長屋の場合》

- ・残置する長屋の他の所有者に対し、当該空き住戸の解体について同意を得ている者
- ・解体工事に伴う紛争について、双方の所有者が責任を持って対処することを約した者

【補助金】 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。
（1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て）

【方法】 空き家を解体する前(工事前)に申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

◆ 申請する前に

1 不良空き家かどうかの確認

- (1) 前ページの【対象空き家】に該当するかどうか確認をしてください。
- (2) 該当していれば不良空き家の事前判定申請をします。

◆ 不良空き家判定の申請

1 不良空き家に該当するか市に調査を依頼

申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 空き家の位置図（付近見取り図）
- (4) 2方向からの空き家の外観写真（1方向は正面玄関を含むこと）及び空き家の不良箇所がわかる該当部分の写真

2 空き家の使用状況報告書（第2号様式）について

- ・空き家となった経緯、現在の管理方法を記入してください。
- ・市が過去1年分の水道使用量を確認しますので、使用者の同意を取ってください。

3 市が現地調査を実施し、不良空き家かどうかの判定をします。

※ 別表の評定項目ごとの評点の合計が100点以上で不良空き家となります。

4 市の調査後、市からの不良空き家判定結果通知書（第4号様式）を受理後、不良空き家に該当する場合は、補助金交付申請をします。

◆ 不良空き家解体費補助金申請

1 申請書の添付書類について

申請書（第5号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し（区分所有長屋の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。）
- (2) 解体工事の見積書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
※ 見積書のあて先の氏名は申請者であることと、解体場所の住所が記載されていることを確認ください。
- (3) 予定解体業者の有する建設業の許可（土木、建築又は解体工事）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (4) 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類（必要な場合）
- (5) 不良空き家に該当する旨の記載がある不良空き家判定結果通知書（第4号様式）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

市からの補助金交付決定通知書（第6号様式）を受け取り後、



◆ 解体工事

1 解体工事の実施について

市からの補助金交付決定通知書（第6号様式）を受け取り後、解体工事を実施してください。（※ 交付決定前に解体工事を行うと補助対象外となります）

- (1) 工事請負等契約書又は請書により解体工事契約を締結してください。
- (2) 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等による解体工事の実施を解体業者に依頼してください。
- (3) 解体工事の工事中及び完了時の内容（更地）が確認できる工事写真を撮影してください。

◆ 実績報告

1 実績報告書の添付書類について

解体工事の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日（土日祝日の場合は、直前の平日）のいずれか早い日までに、報告書（第11号様式）に次の書類を揃えて提出ください。

- (1) 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書又は領収書の写し（解体業者の記名及び押印のあるもの）
- (3) 建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出の受領票の写し又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し
- (4) 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真（撮影日を記載）

◆ 補助金の請求

1 請求書の提出について

市からの補助金確定通知書（第12号様式）を受け取り後、請求書（第13号様式）を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ その他

- 1 郵送での受付は行っておりませんので、市役所の窓口にご持参ください。 予算の範囲内で先着順に受け付けます。
- 2 補助対象者は、不良空き家（区分所有長屋の空き住戸を含む。）1戸につき、1人となります。
- 3 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとなります。

◆ 手続きの流れ（※交付決定前に工事を行うと補助対象外となります）

内 容	申 請 者
<p>① 不良空き家判定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不良空き家判定申請書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 空き家の使用状況報告書（第2号様式）※水道使用者の同意が必要 <input type="checkbox"/> 誓約書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 空き家の位置図（付近見取り図） <input type="checkbox"/> 2方向からの空き家の外観写真（1方向は正面玄関を含むこと）及び空き家の不良個所がわかる該当部分の写真 <p>②不良空き家判定結果通知書 市から申請者へ郵送します。</p>	<p><不良空き家判定申請></p>
<p><市から不良空き家に該当した判定結果通知書を受領したら></p> <p>③「解体する業者」を選定し、業者の許可証等の写しや見積書进行らう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業の許可（土木、建築又は解体工事）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し <input type="checkbox"/> 解体工事の見積書（解体業者の記名及び押印のあるもの） <p>（必要な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類 	<p><申請書作成></p>
<p>④補助金交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し（区分所有長屋の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。） <input type="checkbox"/> 解体工事の見積書の写し（解体業者の記名及び押印のあるもの） <p>※ 見積書の相手方の氏名は申請者と同じであることと、解体場所の住所が記載されていることを確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予定解体業者の有する建設業の許可の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し <input type="checkbox"/> 申請の対象とする空き家が不良空き家に該当する旨の記載がある不良空き家判定結果通知書の写し <p>（必要な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <p>⑤交付決定通知書 市から申請者へ郵送します。</p>	<p><交付申請></p>
<p>⑥解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市からの<u>交付決定通知を受け取り後</u>、解体工事を実施する。 <input type="checkbox"/> 工事請負等契約書又は請書により契約を締結する。 <input type="checkbox"/> <u>解体工事中、工事後</u>の写真を撮影する。（撮影日記載） <input type="checkbox"/> 解体工事が適切に行われるよう依頼する。 	<p><工事実施></p>
<p>⑦実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金実績報告書（第11号様式） <input type="checkbox"/> 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し <input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し（解体業者の記名及び押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出の受領票の写し又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真 <p>⑧確定通知書 市から申請者へ郵送します。</p>	<p><実績報告></p>
<p>⑨補助金請求書（第13号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定する。 <p>⑩補助金交付 市から申請者の指定口座へ振込みます。</p>	<p><補助金請求></p>